

豊島区広報

区議会特集号

昭和42年7月25日第10号

編集 豊島区議会
事務局

発行 豊島区民部
区民課広報係

電話 (981) 1111



各常任委員会委員決まる

◎印は委員長
○印は副委員長
(議席順)

- | | | | | | |
|---|---|---|--|--|--|
| <p>◎森 幸二(民) ○後藤 軍一(自)</p> <p>橋本 杜(自) 菊池 輝夫(共)</p> <p>元谷 宇吉(自) 竹下 孝雄(自)</p> <p>平尾 一郎(公) 福田 力(社)</p> <p>【建設委員会】定員八名</p> | <p>◎長橋 孝(公) ○峰 五郎(共)</p> <p>新川 栄一(自) 松原 正好(自)</p> <p>服部 スエミ(民) 関 とし子(自)</p> <p>岡田 良一(社) 真島 泰峨(自)</p> <p>【文教委員会】定員八名</p> | <p>◎竹内 武安(社) ○郷野 猛(公)</p> <p>渡辺 武夫(自) 池田 三郎(自)</p> <p>齊藤 茂雄(共) 橋本 とし子(自)</p> <p>広部 敏政(社) 前田 弘(自)</p> <p>【厚生委員会】定員八名</p> | <p>◎田島 鎌吉(自) ○菱 さのい(自)</p> <p>毛塚 九平(自) 矢島 博文(自)</p> <p>山家 和子(無) 宮崎 角藏(自)</p> <p>服部 正男(公) 実石 正直(社)</p> <p>【区民委員会】定員八名</p> | <p>◎花山 寧(自) ○金子 義隆(社)</p> <p>篠越 喜三郎(自) 柴田 哲雄(自)</p> <p>塚越 常三(自) 小松原 勇治(自)</p> <p>吉倉 章(公) 山田 五郎(社)</p> <p>【財務委員会】定員八名</p> | <p>◎大島 林平(自) ○河村 孝信(自)</p> <p>鈴木 栄次郎(自) 柏谷 みや子(自)</p> <p>代永 重雄(共) 山口 幸之助(自)</p> <p>宮田 誠(公) 加藤 太一(社)</p> <p>【総務委員会】定員八名</p> |
|---|---|---|--|--|--|

就任のごあいさつ

議長 山口幸之助



と存じます。

発展途上の本区の前途は洋々たるものがありますが、なお当面の区政には、各分野にわたる重要案件が山積しておりますので、いよいよ議決機関の代表としての責務の重大さを痛感いたします。

今般、議員各位のご推挙により、不肖わたくしが、豊島区議会議長の栄職に就かせていただくことになり、このうえない光栄に存じます。

もとより浅学ではありますが十六年間の議員経験に加えて、みなさまの厚いご援助とごべんたつとを賜わりまして、粉骨砕心、この重責を全ういたしたい

副議長 鈴木栄次郎



かんがみまして、今後においても、区政の各般にわたる研究を怠ることなく、区民みなさまの福祉の増進を目的に、議員、理事者みなさまのご支援、ご協力のもとに、この重責を無事に遂行いたしたいと思っております。

このたび、議員みなさまのご支持によりまして、はからずも副議長就任の榮に浴じ、深く感激いたしますとともに、責務の重大さを痛感いたしております。急速な社会経済状況の推移に

- 一 特別教室2管理室2を建築。
- ☆ 区立時習小学校校舎改築工事請負契約について
- 三、三三〇万円で普通教室10特別教室1を建築。
- ☆ 区立朝日小学校校舎改築工事及び講堂兼体育館新築工事請負契約について
- 四、七九〇万円をもって普通教室6 特別教室2、管理室4と講堂および体育館を建設
- ☆ 区立竹岡養護学園々舎改築工事及び職員宿舍新築工事請負契約について
- 千葉県安房郡竹岡町にある区立竹岡養護学園を昨年度より二ヶ年計画で改築中のところ
- 今回鉄筋3階建特別教室3、普通教室4、管理室3、職員宿舍7の工事を請負金額四、二四五万円で契約するものです。

☆ 昭和42年度豊島区補正予算(第三号)

総額五二四、六四九千円を追加するもので、前回までの予算額と合計すると五、一三一、四六六千円となります。おもな支出面をみますと教育費において、PTAの私費負担全廃を目指し、学校運営費に七、六二〇万円を追加。このほか図書館建設費に七、六七二万円、土木費に副官舗装工事費として四、三三二万八千

円、民生費においては保育園用地買収費に六、三〇〇万円などが計上されております。

豊島区教育委員

- 豊島区目白二丁目二番二七号 野村 亮
- 豊島区雑司が谷一丁目九番六号 山田 敏子

豊島区監査委員

- 豊島区南長崎二丁目二番二号 早川 繁太郎 (知識経験者)
- 豊島区西池袋二丁目九番七号 太田 久雄 (知識経験者)
- 豊島区南池袋三丁目八番四八号 柏谷 みや子 (議員選出)
- 豊島区池袋三丁目一六八二番地 実石 正直 (議員選出)

豊島区助役、収入役が7月11日の本会議で選任同意され、引きつぎ就任されました

- 豊島区助役 日比 寛道 (七月十六日就任)
- 同 収入役 田中 陸 (七月十九日就任)

豊島副都心 特別委員会

- | | |
|------|--------|
| 委員 長 | 矢島 博文 |
| 副委員長 | 関 とし子 |
| 委員 | 山田 五郎 |
| 委員 | 橋本 壮 |
| 委員 | 松原 正好 |
| 委員 | 菱 さいのい |
| 委員 | 毛塚 九平 |
| 委員 | 鈴木 栄次郎 |
| 委員 | 森 幸二 |
| 委員 | 柏谷 みや子 |
| 委員 | 後藤 軍一 |
| 委員 | 河村 孝信 |
| 委員 | 池田 三郎 |
| 委員 | 菊池 輝夫 |
| 委員 | 代永 重雄 |
| 委員 | 塚越 常三 |
| 委員 | 竹下 孝雄 |
| 委員 | 服部 正男 |
| 委員 | 吉倉 正章 |
| 委員 | 金子 義隆 |
| 委員 | 前田 弘 |
| 委員 | 郷野 猛 |
| 委員 | 実野 正 |
| 委員 | 福田 直力 |

請願・陳情

採択されたもの

日雇健康保険法改悪反対等に関する請願

〈意見〉関係方面へ意見書を提出したい。

健康保険の抜本的改悪に対する反対決議についての請願

健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案反対についての請願(二十件)

〈意見〉関係方面へ意見書を提出したい。

生活保護者等の夏期補給金支給に関する請願

〈意見〉生活保護者等の事情も考慮して理事者において可能な限り善処されたい。

区立保育所に保健婦又は看護婦をおき又保母も増員することを要求する請願

池袋二丁目建設予定の区立保育所に〇才児を収容することを要求する請願

〈意見〉関係当局へ意見書を提出したい。

生活困窮者児童の義務教育費並びに卒業記念アルバム代等支給に関する請願

(1)被保護者、準保護者の児童に運動用シャツ、トレパン、運動靴ブルマーを支給されたい。

(2)被保護者、準保護者の小中学

校児童の林間臨海学校並びに修学旅行に際して、支度金として一人二千元を支給されたい。

(3)被保護者、準保護者の小中学校卒業児童に対し記念アルバムと懇談会費の実費をPTA費にたよらず補助してください。

(4)義務教育費の完全無償を執行するよう都に上申してください。

〈意見〉第一、第二、第三項については採択の上執行機関に送付し第四項については関係機関を通じて趣旨に沿って努力いたしたい。

在日朝鮮公民の民族教育に関する請願

〈意見〉関係当局へ要望することといたしたい。

西巢鴨二丁目横断歩道橋設置等に関する請願

〈意見〉第一項(豊成小学校東側前に横断歩道か信号機)については早急に信号機を付けるよう関係機関に働きかけられたい。

道路造成に関する請願

婦人相談員の身分切替及び接遇に関する陳情

〈意見〉理事者において今後も趣旨に沿うよう努力されたい。

☆日雇労働者健康保険の改善に関する意見書

社会的に不安定な職種に従事し、かつ低賃金を受けている大多数の日雇労働者にとって日雇労働者健康保険は、一般健康保険に比して甚だ不均衡ではあるが、生活の安定に寄与する処大であるといわねばなりません。かかる趣旨からも去る昭和四十年十月には本制度の抜本的な改正と国庫負担による赤字補填という社会保険審議会の答申をみているのであります。然しながら政府は累積しつつある赤字による財政危機を理由に、本保険制度の廃止、あるいは被保険者にとって不利益な結果をもたらす改定を企図せんとしているやに仄聞しております。かかることは社会保障制度の後退を意味するものであり誠に遺憾とするところであります。よって政府におかれては、社会福祉の本旨に則り日雇労働者健康保険法の根本的な改善を目的とし国庫負担の大幅な増額を行なうことによつて、療養の給

☆健康保険法等の臨時特例法に関する意見書

政府はこの度国会に政府管掌健康保険等につき、財政危機の難局に対処するための暫定措置として健康保険法及び船員保険法の臨時特例に関する法律案を提出してありますが、その内容とするとこれは保険料率の引き上げ、初診時、入院時における一部負担金の増額、さらには薬剤費において本人の一部負担制を創設する等、被保険者に多くの負担を強いるものであります。これはあいにく諸物価の高騰にあえぐ低所得階層にとつては、日常生活に多大な影響を及ぼすばかりでなく、これ等勤労者の医療の機会をばまれ必要な受診まで抑制されることは十分憂慮されるところであり、医療保

付、傷病手当金、家族療養費等保険給付について一般社会保険並みの引上げと、支給資格要件の緩和を図る等整備充実につとめ、もつて本制度の安定を期し社会保障制度の確立に資せられるよう要望いたします。右地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出いたしました。

☆保育所の充実改善に関する意見書

近時、社会形態の変革に伴い全国的な傾向として婦人の社会的活動への意欲の高揚と相まって、働く母親の増加により乳幼児保育の要求が強く叫ばれておりますが、これは住民福祉の上からみて、最も重視せねばならない社会的問題であります。したがつて、これが解決のため保育行政のより一層の拡充強化を図られることが目下の急務であると存せられます。よつて、関係当局におかれては、これらの実態を十分熟慮の上、保育施設の増設、充実に財源措置を図られるとともに母親が安心して、〇歳児からの子どもを託せられるよう保母の増員に加え、保健婦、看護婦及び栄養士等を配置できるように基準の改正に向かい、早急に方途を講ぜられんことを要望いたします。右地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出いたしました。

右地方自治法第九十九条第二項により意見書を提出いたしました。